

新型コロナウイルスの5類感染症への位置づけ変更について



令和5年5月8日から新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが2類相当から5類に変更され、季節性インフルエンザと同様の取扱いになります。

<変更のポイント>

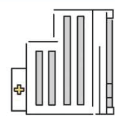
外出等の制限がなくなります



発生届や陽性者登録がなくなります



治療費に自己負担額が生じます



5月7日まで

5月8日以降

検査・外来・入院・薬の費用に関すること	
検査	公費負担
外来医療費	公費負担（コロナ陽性診断後） ただし、初診料は自己負担
入院医療費	公費負担（医療費・食事代） 自己負担 ※9月末まで高額療養費制度の自己負担限度額から最大2万円減額
外出制限等に関すること	
外出制限	外出自粛を要請 （個人の判断になります）
療養期間・待機期間	療養期間の目安 発症後5日間 （かつ、症状軽快後24時間） 濃厚接触者としての外出自粛は求められません
宿泊療養	宿泊療養施設を確保 外出制限がなくなるため、終了
食料支援	希望者に食料品を配達 外出制限がなくなるため、終了

※上記は、政府の最終決定を踏まえての対応となります

5月7日まで

5月8日以降

患者支援等に関すること	
相談窓口	・受診相談コールセンター ・陽性者健康フォローアップセンター
外来医療機関	診療・検査医療機関 発生届の対象者は保健所で健康観察を実施
健康観察	発生届の出されなくなるため、健康観察は終了
検査体制	・薬局等での無料検査 ・PCR自主検査センター（河北病院・荘内病院）
陽性登録	発生届対象外の方の登録を受付（自己検査・医療機関受診者）
ワクチン接種に関すること	
ワクチン	希望者に接種（自己負担なし） 令和5年度は無料接種を継続（別紙を参照） ※ワクチン接種についてはお住まいの市町村にお問合せください。
感染者の把握に関すること	
発生届	発生届を出されなくなります
感染者数	発生届の報告で感染動向を把握 週1回公表（毎日の感染者数の公表は終了）

新型コロナウイルスセンター <5/8~運用>

☎ 0120-567-690 (24時間受付)

新型コロナウイルスが疑われる場合の受診相談、自宅療養中の健康相談、後遺症に関する相談

その他の相談窓口

- こちらの健康に関する相談
県精神保健福祉センター
(平日9:00~12:00, 13:00~17:00)
- 聴覚・言語障がいのある方のご相談
県コロナ収束総合対策室 (FAX) 023-625-4294
(平日8:30~17:15)
- ワクチンの副反応等に関するご相談
県ワクチンコールセンター 0120-567-690
(8:30~18:00 土日祝日も含む)



【山形県新型コロナウイルスポータルサイト】
新型コロナウイルスに関する情報はこちらから

山形県 健康福祉部 健康福祉企画課 コロナ収束総合対策室

電話 023-630-2315 FAX 023-625-4294